柳田文庫
文庫11
A1638
1

[illegible]

文覚上人頼朝に義兵を勧る傳

頼朝ハ蟄居年正月元日忠臣年始に正宗方に来り悦申
より扇子を取出し年始の吉祝を述けれは正宗
押いたゝき年の始に日本の名を鍛へ劔の一上手
也人をも探るといへとも未た其人を見す極て忠臣なる
正宗の弟子をあつめて進もの一家の力にて八幡を祝し
村正を打んと村正か對面し打兵の傳
村正も何年正宗か弟子を眼きる人古今の名様とし
事は多かりき問はまほしくも未た正宗一切人鹿をも不眼
依て村正手より人を殺きけるを正宗一振刀を求

文庫11
A 1638
1

柳田文庫

48-8752

度よりは粟田口が及び是にて寛竟の手にかかりぬと怪
刀ハ優れしゆゑに正宗が方へ来り付けたる刀は蛇の中より拾ひ
驚きたる刀屋は同じく急ぎ其の事を新刀剣執柄にて
来りて正宗が是を見て是にて白銀の上に粟田口吉光と書
なり正宗は源家は金み定めしと付刀は金み定めしと付粟田
次の者に委ねて申す者を定め沖が者を伝え申しイヤつゝると
其の人は付けたる中は手の者を伝へて粟田は老楂
ゐるはその其なり若き源家の今日正宗が名を探りし
は大事は楂条なり細目を人の庭と申す者を
なれは源太の頃ひ其事承入りて申す聖白粟田の刀を
持行正宗に急ぎて申す粟田刀を剣に伝へて皇代の
刀之某には秘蔵ありといへども其入魂の半度源家の来歴
来たりし源統の上に清用ひたる大業之と申す正宗押
裁きは是をもちて水の上くあり名作にて焼刃を星
を見れはしめし銘を見て青白村山といふさやうな
切付たり正宗は是をもちて宝剣を見る付粟田ハ
人々は何とも申すは古人も物真似とも申す
付刀ニ優れる者は優は今源家に贋て優とも返す物を
付刀を優れる者に伝へ其の名を伝へて
来る人々は其の者は半度付けたる物は剣と云

隠れて正雪完成と申ける出度こと韓信に似て
ましくも張良成是ハ隠れて附柴田韓退ちる
よう汝に忠孝も勝ハ正雪中隠れて家の韓信成ける
張良に成て沸むる役を勝卿とても見よと以に藤ら屏
凡の語より重布猿離昧の役ハ宮に来て今井の
条儀ハ谷松田出踊りむる正雪のも但ゆれと中にぞ些
ここに返へしも隠れて各自を恐へ家の先生の原男
をと家の此形に及んて家を除き近人の社侭め置
出て一命をも先生の書る物を人に底を照し隠置
出候て一生に人折解人中に成し家を命婦謄教

刻に及ひ隠る附柴田中に隠れて公椿の大家をも企てる
名の軍ハ猶能し此家の為と隠れて正雪名成の丸
橋ら弟にて君父の使あり其を紀伊大納言頼宣
と救ひ給し浪人を得つき君宣諫しかに
致手年及り兼事ハ再会と各々を相別隠る
御用附柴田出光の刀と村正の刀を所て正雪の人中を
探りつ夫の事を知らて子細を告白村正ハ徳
川家の御家代々不吉の刀之疵に神君の御祖父
清康公を村正の刀にて安部弥七郎か為に御落命又
御父広忠公を片目弥八か突しも村正之刀

濃三郎信康君も村正にて傷害又其外長丸
年関ヶ原在陣の砌織田河内守長孫手負ひ付
小鎗を以て家康公傷を給ふ御神君も鎗の鞘をとらへ
世に御覧ありて後怪我も握りし時付鎗を見給ひて
吊り見べき鎗に付き立ち速やかに治療し果して御家
不吉の村正之儀を村正の刀を徳川家の不吉之ト
も事代なる所以村正を不用となる事浅尊老を
足利将軍義輝公の後も如此之門葉孫藤四郎を
所持す侍者もなし　神君大樹寺住職も天下の難儀
御危難二度まで之儀を吉光御家の主宝にて

天下を御手に入給ひて吉光を殊に御好み付実田家を以
て正宗を始め名物を集め大業を成し給ふべき之
故世に正宗中井正宗を御前に召してよりて又其吉光の名
軍さまりし時父母の墓をも修し又其名を彰して郎
り小谷一人をも召連れ後に中井村に行其墓を
ところに収之
花を好
人に在りて
中井村清光寺に来り父母の墓を築き修し其庵
此跡庵の周りを清浄にして寺を立て車にて到り今熟語
を故しより今に清光寺にて
末代迄
利益上る故に御宝を見
此清庵をも立て曽ての額より一つ移し来り此寺に伝
りて正宗をも小龍を下されて今に所を守り候

はなしに見世へ来人の孫俗僧など招き浮世を春居はなし酒代を
掛りん運営長命などと名付け侍りしかど然るに未だ明かならず
余類今はみな是は根子あり此時新井ろう小僧で老人
二三人を返り候に根子の事ありしろ彼お家へつりをはくせしむ
ともかく菓屋の亭主は爰中はなしに清書の節根本を清書
人孫にて此ではなく今の肴を取寸人にも是清印して此白糖
遣しかも扱へはなりて是に付たる其香柿にも中る人
倫徳くる流石にて悦びを何にか如くてかしはなしはか彼
お家中の主の志をわけまてをとる家を二異を各居の
弟子有いまで神山鏡前の厳也なる何の思ふ事ある今

中亭主は小筋にはなる此今酒代は掛也と成にけるや少なく
何かにて有るく彼末を勘しく去ゆく道中にて異国是を優
亭の一座にては神祇歌道の事にも住所と進ていまする
見え小男に入る家にて在家の方にはある迄てを渡織なり
とも新にせ母し祇園今事の古を述べて出生あんの手
何の事の細に有る人とも是有りてこと出るまた小の赤くなりし
何かにとも小役の事定を染織に制してはずれ上中是
小為ゆゑに然ると知る祇と墓所行所自分の事ある
助けて其しと名有るを上面白さ小為計りにてはこれ人見え前と
跡より追付たり右の事なれは芝増上寺の役僧僧達

とふにあらそひて事故に論となりける程に道すがら
元来刀を帯して居れば山道をも入りても何も不足
なきに足の早き事鳥をも翔るごとく一日に四十里余り行 彼総織は
道をも行来りしが余り何れも足早き者追付事能はず
三人の澄其外も大汗を流し追かけてもはや追
付ざる者に総織は大木に登り後を見れば中々
しに付ばかり追かけ来る者侍達一家に何の用あるぞと云
あがりて其根の谷合に松の大木谷底へ生たりける
に其大枝をぐつと引たわめ是に併をかけ待居る所に総
人息を切て追来り爰は足の早き何者成ぞ一家は

此辺りに何総織あり何代を共とし人として此の所に何と
出入るやと其侍を始め其中の早くそ
見て後の不一家来なる者の身をも見て人にも越たる程
彼を我家の行ありきけるに之程もに帯は出るし
其に合ふ程なりて借用して一家来とならんの
若き合手百姓余りも持余しに今も少しの給合
計りに先へ足を来り休みて居る所に二人の者出来りし余に
息を切て追来りし所にかし休まんと言ふに侍に併を掛
居たる物なし昔は侍也併を然る松の枝へ併を
然るべし息を休めて家来なる者大小に荷を掛け情のと云

事ニ去り行きても余り和尚の為よからぬ儀なれハ半ト常
ハ免し呉人早く出かけよといふ伝蔵イサ彼をやらんと
ヒヨイト係をとんで出せる気也ず湯人ニ人ながら松の
枝結ひしも谷底へ投落きれ何事ともなき谷底に
落てもちんに悼て死くり行伝蔵を見向もせ
せず金伝ともなかに走り行ニ而合はいふ者にとを見
て立昆器量怪力ひとり追付人と思ひてゐる早道者とを
此の何見失ひ行り候ニ而合ニ小田原宿にて尋
出ても一向知れず其悲小田原宿到明日先の宿
旅人と体にて和尚をも尤之伝蔵ニ宿迄通御

行く翌日小田原を立て其日ハ大雪ふりて路く難儀
箱根の伝蔵ハ近道山道をとも思ひけれとも雪風強く
身をもこらへて行ける其日ハ幸に宿にとまり合て思ひ出し
天人を見るのみならず去りて松沢の山宿に泊り見合
其の者共に伝蔵をしら余り早く泊りに付返答し
又世の中ハ由緒共ニ縁の有りけるに付人ハ気に入り
さりとハ昨日の出来事ニ而合ニ新ト云

第十八

翌日ニ而合ハ箱根の中にて能ハ其所にて宿を取るといふ人と
立寄り行きて伝蔵ハ奥に入り一向馬も其籠を解上ハあ

かくまてとハ案内しらて奥の法義へ引佛意ニ向ひ何
大切の毒をのむ様ニ法士相法を人にはなれ法相を付法義ハ法入
中又法華家相を法華人ニ以て法相法義を法ニ名ゆつくれ
ときハ佛意ニ帰入ス家未早く其ゆへなり何と法義を
聞んやと争ひ得る一山宗旨の立いやし法義をとえ聞て不
ニ及法華家相法華人の身ニ至りて法ヲ不知仕る人法免
とられしつゝ為に入佛意ニ向ひ何ゆへハ自人去ニ法に至り
児や今日ハ唯法經の有ある人と味ひ無くこに広相山とこ
しの様様にて花門宗儒得る一山宗何とも味し
無んとえらひ教法華家相とこ相に法門法仕るも化生

の縁とならん釈尊今迄佛道の法味をも不存ハ何卒
法華経化とならずしも中ハ佛意ニ帰して広相の味をも家ニ喚て
文字度々を常ニ其の名ニ至て仁義礼智信五常
の道とて儒学者ハ東山の事海之上いふ経綸とも入
さるす両例ありと又儒将一山宗爾の中ハ其道ニ即儒
者に成仏とやらん釈尊の衆生海の法義を承て智者
親の有る人法華が化ニへき旨説の法縁ひとハ如来釈氏
の法華その元不存とありと佛意説より教といふ事ニ在
中人ハ先佛法を立てその八宗行の羅行道律二途ある
羅行とも檀波羅蜜（檀ハ施なり）禅波羅蜜（禅ハ三昧なり）尸羅

たとへ出家（梵語ニ沙彌といふ）せんとおもふとも出家（菩提ハ男）の為にあらず沙彌家
（比丘尼ハ比丘の戒を持）優婆塞優婆夷優婆塞の行なり又男女の出家入道
これハ五戒を持て陀羅尼を行ずる者をいふ則仏の出家に似たり
命をすて髪をそりて仏の名を唱へ教を聴
優婆塞戒行しては五戒十戒并弐百五拾戒を持て是を
五戒を持て男女の道あり五戒とハ第一殺生戒（物の命をころす事なかれ）
第四妄語戒（仏神にそらごとをいふ事なかれ）第二偸盗戒（ぬすみをする事なかれ）第三
邪淫戒（女をおかす事なかれ）第四妄語戒（仏神にそらごといふ事なかれ）第五飲酒戒
（酒をのむ事なかれ）とて和尚に受る中ハ清浄にして世間の俗人に
こへず今より仏門を出て還俗して後ハ仏法

たとひ後にも出家[illegible]出家するとも[illegible]
あらはすは今出家の行を[illegible]功徳の第一殺生
戒を破りて此日[illegible]三人とも
きたなし又三悪の業にて[illegible]家[illegible]対を備
とも定て在家の事をたもちかり命根を貪り是を破
りつみ仏を仏法を持つ事難し夫より八幡の[illegible]を
以て仕官をもつ[illegible]家運に付て勝る大国のこ
又ハ天下の政道を[illegible]民をつかさどる時ハ一生家中
を[illegible]出家より八幡[illegible]將軍
義昭ても一旦叡山の[illegible]となりし事も世の人[illegible]

関白に成り天下を治め国に清謐を早く致し
給ひしを述けるに情意を忘れ給ひ後を継き
給ふ果報に尽き給ひける金銀をいかに切なく
ふ者が作り給ひける御事の見るにも地ありける
くりし中に秀次の子精の子は或は精ち給ひし君
を何人にかや正宗の果の中に山田所浪人半四郎町に居住
中井正吉云伝来にて清吉身分をも知りける
秀次に実名をも名をかへて清吉の其子孫十三郎と云
ため実は人に深しく山にも秀次文より大坂の城より出
ずに此の由を聞き大和殿の大和木野日向守暗成りて

討死ありける薩摩国皐人某桐の陣にありける某十四歳に成りし
母の仇をとゝ人を頼みて我が身の為の三文菩提の
為にとて秀次殺し聖壇上寺天神谷に不作とぞ成り比叡山
読経綸旨以て親にも見えたり所に所縁の備道にて経をよみける上へ
明暗寄に清方を深く思て其の所に正宗の作に候ひ給ふ
某方へ往来して此に住けるに是より同所にて
戸の所の内なる吉田助左衛門則光と名を改めて大坂
の大なる所に正宗の作成所に居住内にまた子の金井
其の像の縁者吉田妙幕熊谷将内松田の猶平見類推
罷る者作に其の千余人の者を除き国の浪人

夫より寺参り致候処堂へ参ひ奉上仕候何卒
御本尊拝み度と伺ひ候ヘハ早速御承知し其この寺参候由にて
御本尊の錠大扉へ参り付候を錠を開き付其の本の御厨
子しく御礼付候て拝み候所へ参り奉る御拝拝度候ハヽ何
卒御拝と申候を拝観仕度候由申候ニ付寺参の中入拝ニ
中あへ依て御らず御鈴ハ何程差出し候と付候ニ
壱貮百文武も百文も差上置ハ御寺中入候てを差上候
よらぬ拝又御義其の諸人を御拝見二及御拝中付候ハ
義其ハ安く御拝見御廣を上るも金百文を御拝二下
下らんでも其の参詣の人あり候て御部屋へ寺参る拝

参詣ても安き事とて御拝ハる候て錠を開き寺参る拝
御堂を拝見仕候て御仏前に拝候故御拝ニ
候ひし其を今日八百文武百文の御鈴を御安楽ニ寺
夫二百文ハ大悦と楽ミし候へ一命を拾ひたる様に悦ひ候
と見ゆる事なれハ寺参り致し候 元より諸人は入の為ハ寺参人の申に
大金あり候てハ諸人の為と諸き参
候て御本尊ハ四十八百人ニ及ひ仏神の中ニも寺参る
此ニ其ハ大義偽り其是深く岩井何内と云ひ其の神君
御祭年の血を以て御厨子を開き候ニて又ハ
具ても文を流しぬる二寺参る人ハ出入せし者
夫故寺参二百文よりて参詣まで拝にハ元より中ニも参の志

ゆへ山口にまて大に悦ひ給ひ其の後是にも程なく其中に
見物はものとて以父に寵せん先まつ所々へ居住
唐之明朝より帰化の唐人を今井熊谷を始め諸人八
人をかゝへ帰化の唐人に専ら異国織をなさせ
る又関白秀吉公綾錦を織人に仰付けられ是を事とす
仕て異国堺の地へ今も行て異国師へ遣し仕へける又
元年に八幡より行て給ふに諸人仕る人事
と唐師を仕へ織物傳ふる師として綾織師を仕
入又安見年中の相談に後の都を行事を給ひ
其外に織人八十人を仕へ其中の長屋を給ふ

機織人の借屋に被仰付し傳ふる大名方より出
行異国之二十年の中に當時江戸山口にて仕ふる
利方の作法とて山口より上
其の後江戸に長く住み居て山口の誰彼
今やうより織借長屋に住て異国師継仕へ
仕への織物仕へ近年に相続し
世々に何よりの事に悦ひ織物も山口抱への織人
かく住て其の跡の年々百余
めこれ今を入信の利を得て日に増ての後
る毎年より機町の織をこしらへ

殿ニ一山書ヶ智得ゆゑしぐくて十張ニハ藝ニ至りまさる
たちもの也にあつくて筆事に秀甚あり一道の名人様ハ下ず也
世の中ニハ請手也
一山書ヶ道家々杉本金又左衛門と云者見込て書しまつ入候
此者ハ武州来て秋山を貫候様りけ私後仕候ヶ先生ハ易
たとし程何年許合ひて下ゝと云一山書の夕ゞて更くまたる及ぶ
山を貫候つし見之木の材木何て人更むち人のかひ又左衛門
笑ふ是ハ先生の得るとむまし杉本の中二て秘事伝ふ
無用ゝ来か学ぶ継承居候名能先生得目に無ひ人を根
を杉本ゝ一山書ゝ十根を極めて見付ゝ山を貫つ候処て
根を彼又尋り執て付ゝ山を取而尋出すを南むきを山にとら

寒目まで文も後て宝家杉本ゑゝろ家次の根元りと
申又左衛門ゝ所秘ひ本の中ハ数年秘扇書仕候得ハ見
根しつ申ゝ只風書を許本の貴ゞて根徳得は候ゆ
申候り候ゝ一山書ゝ詞を用ひ生ゝてゝ山ゝ綱へ候ゝ宗
しくて一山書ゝ申しつて如く能き杉本ゑゝて多くとゝすゝ之文
ハ節多し見ひの所根をいさし候ゝ如部筆を申事か
しるも遠近ゞ語て感候し候ゝ之能くゝにゝ候麻布
谷町ニ岩川典膳と云者有り元来武州川越ゝの
百姓代ゝ高家ゝ少て武藝をんゝゝゝ所に近在
道石上ゝ行ゝとゝ之典膳ニ仕候ゝやゝてゝには名人のやを

中頃ハ上ミ人の稽古の人地ニ而今ハ江戸ニ而由井民部
之助と云者十能六藝をも兼て兵法をも究め人の
術をも究めしよし世ニ清大名ニも用ひしもの志ありしか
此藝の傳書も存し片脇備をいたしけれハ而も志ありしも業
古へ此業を存ニ兵法をも究メし何術をも究め称し世ニ其武
藝ハ格別ハ諸家ニ及ひ我か家と井の内ニ鮭大流を知
られ称をも江戸ニ出門弟をも此者ハ是千代ニ世を
くしかんと云者ハ山田勘兵衛と云ニ者と云者人を
百連ヶ谷町ニ居住をもいたし表ニ幅ニ六尺長サ六尺の大
看板をも出しけり

釼術

鞍馬流
戸田流
外田流
関口流
武蔵流

鎗

宝蔵院流
かくさん流
さんきう流
たね田流
早見流

縄

関口流
和鐵流

棒

片圓流

武藝一切何流ニてもと指南目本ハ関口氏武術仕合所
有之候事是ハ稽古ニ來るを心書を掛置ニ右関口もと思
もし稽古よりりたる遠稽古經長カ乃年来の武藝を勤
事傳り金ハかるかり余り大きかぬ看板にいたし常ニ金
るもの有し然ニ此時ハ盛繁昌にして門弟ニ多勢
他方の結るるも有し其門跡をもゆるして付ちの流も店相住

是も元来高家貴家の中へ出入して金銀を借りて暮し候先
座人足を雇ひ一日ハ何程と極め高賃を払ひて雇ひ置
壱人ハ百文也其外日当二百文手中より百文
緑井百五十文収分五拾文其旨二十日位迄毎日出勤致し
後々仕送にて評判よく其頃ハ江戸表にて専
伊達流何如楠流大小仕義流武を教へ候様なる浪士の武
藝を為なる者ハ貧にして試合に行けば
兵法打居申す処多く候に門弟七百余人に及び
多の人方入替りに来て其人足を此方より
出して後に武家ハ一人も来る入門致して今ハ数者に
心服して懐中長し牛込榎町由井正雪と云ふ人の術を

教ふる様子ハ人々ハ仮屋を業の修覚にて兵法者と云人
にて別に是之様に家々へ表向仕合前の看板を出し置
兵法修業ハ武術修業を専修行大勢来りしに行先
家中に留置事を為して駕籠にて付添して江戸中に其旨を伝へ
門弟九百の者に一二百余人ハ何れも宿無く跡に毎日し
浪人の少き内外弟子の大小の者ハ試合に行く人を教へ

第十九

扨又中井一山老ハ谷町の評判よろしく皆〻申候ハ誠ニ
てよき仕合ニ存候へハ小郎殿事業を家業之定て覚居
候ニ人成先生より来て篤負を受之候へく申候
参候て讃歎て御座候へ共見しかるへく但し家門ハ方
中ニも渋漢挽人の有之ニ若年ゟ勉強よ何之人共
家業の好ミ候やと気受門ハ方中つ申渡し候方皆と
がたく存候専り候ハ追日評判宜き方余り持合候ニ思ひ
加候熊谷吉田の両人申合ハ先と勧め候ニ随臭有る
ハ先方ニ家とも相作り候と先生の爰ニ成申付候

甚之疑条と申熊谷吉田の四人一同ニ相と替へ手寄ニ而
其之九兵衛仕ぬ小子等一先生ニ而の其夜ニ御尾山而
御了家ニ命小野ても無之人と鉢ニ奉二而の八ヶ所ニ候
左つ条候日の事御取と申ニ更より八ヶ所黒羽二重の小袖
業中の襦袢合摺への大小之柄小者之麻布谷町ニ而ら
又りニ大小ニ而看板ニ而ニて遣し其間より候段の又ニ遣
折小武者と錺り見列へ者間ニ来り紫内青山之名
又其ニ八ヶ所と申之ニ義之清ニ而八ヶ所ニ申其之清ニ
答へ候及条ニ上ニ仕候と青山奥へ参り今日も甘子入仕
追々先洪恍と云ふを典膳之者と合ニ而候を付而候

御紫内ト申も能き古物ニ而毎月典膳ニも黒小袖ニ合摺の
大小ニ而ら持山田郎之清青山ニ而ニ左太夫小者ニ而八
八ヶ所ニ付小付模様典膳八ヶ所ニ而武術法様人の御家
流義之業をも存し仕候て御出二而ニ書しやふのぬり
人の術ト役ニ而之ぬ日々之をむへ戸ト手練の業ニ
一ト御指南ト申しと之八ヶ所ニ而の様子御入門を仕候へとも
御流義ある人仕候と申典膳ぬ御指御意之候ニ而くとも
時ニ而流義ニ付之先仕合ニと枝し御方地の様とも識ニ
此之両人の内御取ニ小子共ぬ出ニと申やハ八ヶ所いや葉復
之先生の御出方ニ節ありへ枝し友ニ之典膳同ニ角

之て何ニ寄らす三之合武やう未熟ニ付而ハ相応
手前ニ而出精致シ候而其上ニ而熟練仕候ハヾ宜敷候ハヾ
御免許可被下候儀ニ而御座候左右之儀者人目を
打出シ申間敷候 勿論所作ニ及候ハヾ重ニかけ申間敷候事
一 極秘之事ニ候ハヾたとへ親兄弟たりとも相伝仕間敷候 八
幡ニ而も仕候人いやしく誓文を以而仕合致シ誰ニよらず
立合之勝負八幡大菩薩とも無之より合点の上付ニ而
相伝致シ申間敷之儀を聞ニとも其上ニ而
学文大嫌之者ハ傳道の相伝りとも二度に及ひ
申さぬ筆者ハ書付致進らせ候ニ而も今一誓文を出さず
連ても稽古仕候へ共是非無之事と存候 謹而

起請文之事

一 剣術稽古之仕合ニ極秘被仰聞候而も何方江も他言仕間敷事
一 稽古之流儀稽古仕合之上ニ而も私ニ何角申さぬ事
一 当流之日本一流ニ而他流を見下ヶ申間敷事
一 五ヶ条之附属を随分相守可申と存候事
右之條々相背候ハヾ日本六十余州大小之神祇殊ニ
横町之鎮守氏神之神罰罷蒙候依而
可蒙者也 仍起請文如件

月日

清水八蔵

と組めかゝりしを典膳是を見大いに憤り拵をと取らん
為に来るところ折キャツ打来りよと咄つ追て八兵衛かし
と打覚ひ一家の者中井氏組の間に清水八兵衛之手並の
程を見んとて八人の内山田勘之丞青山三吉左右より本刀を
取て八兵衛をとりこめんとせし人と打ち懸りしを八兵衛
飛さり右より来る青山三吉ろくろくにまとはしけしと
遊よせて彼のとめ川の中に倒れ伏速さん切込山田勘之丞
を身をかはし彼を投入て川中に川ゝて二つ牛枝
者より急所を打て者人またた気絶す典膳大に
怒て出抜んとせしを傍なる研ぎ刀を取て十文字槍を

追て以て雑兵とも寄て来て突かゝるを八兵衛心得たりと飛退き
雑兵に負けて雑兵古長刀追来た延上段に構へ向ふに十文
字の大将是長刀を持て典膳に雑兵を上段より打込
来るをかはしいて川にて突来る雑兵を長刀の反かけて突き
落さし是を見て川を八兵衛いつもの川を行儀上手の旭尾の
なかりしをたちしと遊ぶけしまて将に倒れしつ文紀本
上りてこゝにて口膳と武夫八寸ばかりの一刀抜かざし雷光稲妻
切りかゝる八兵衛身をかはしてバラリと刀を打落し典膳
者大いに廣けてもたやすく付まかひ浮つゞき逆様に
むてんとなつしを荒井の又ぐやかゝるをとび退ひ[illegible]を

勝負すべしと聞より弟子共は八五郎を典膳が額へ
の字を書て表の看板をとりはづし荒井典膳日本一の下
手なりと出張の者を招き当流は佐竹吉の流を恨み修行
せずんば若者の役にたゝぬと名誉復しにはすべき所を
宿は加賀清水八五郎を番にて又表へ懸出て付添
内の若者を從へし後に道場へ一人もなく居見物の者表裏に
群集有し所に八五郎付添の者も死切たる大勢之を二人
大勢を入生捕しゝ兵を左に縄打に二人共起上る
酒は[illegible]とも悦しく世間は両国あたり七日の内は夜
逃被り申を又八五郎を縄りて一統[illegible]縁を皆
大に悦ひしに今井何右衛門看板へ名前を書出しや左
様にては先生へ知らせ可しと弟子共の者ゆへ付添済家
内々にて右の者を招き隠しに乃ち承引に山崎吉右衛門方
佐竹吉に打込鎌は本役人に乃ち八先生の佐門ずるに清水
八五郎是は仁兵衛は山崎の好みにて是を掴みて八五郎
早速呼寄清水紋国人へ傳へよと山崎一向合点行ず先生
何事をも被成れ掛合なりしが御引き八先生佐竹方へ体
[illegible]へし麻布谷町荒川典膳が道場を潰しけるを掛合
り今兵衛之とは江戸中評判に付き山崎ハツト思ひし
並申二郎申し断けるを見て其人も恥を承る十全に一向引

哀れなる所の事なりけれとも言ひ安親にも語りけるにぞ来て
住家は色々と八兵衛も胸をし今日も住家にて此事を
方谷町より荒川の道ばたを渉しけるに一家中にて
身人の妙なる跡と言ひ渡しけるを何とも知りけるや八兵衛
南無三宝と己に伏し居りし所に怒りて七生までの勘当なり
と言ひて八兵衛洞を流し居間に加へ熊谷吉田など云ひて
此所にと言ひ存知の気を見てから出せよと思へる大川
を寝る所に思ひとられて八兵衛も人の業にかへりと驚きて
声をとりかへし早くも言ひて懐の奥に入れなくて八兵衛指して
向ひ大いに怒りて若き者ども言ひて先生の手本を請合なり

かくの如き人能くもかるに思ひたる物を知りぬ振舞にて居りしに余りに
情なきに申しけるに時も文先生より打明けさんと云ふ雨と共に
経て此事どもとも申して八兵衛も勘当之儀を断りて所望
申し上げんと云ふ所に左様大坂表より存ぜし風を結びて所に進むを
大坂人の所懐にて結びてありしかども中にも町人能く八兵衛にも
御前様にも相談して振舞きんとて己も早くも左様な志をもし給へ
御所へんして赴き大坂にて取り出し是にて大坂より八兵衛語り
居りけるにも大坂表にて結びし所に一己も言へ来りしを語り
思ひける事を知る者無一人の心にも此処にて人との勤めに
手紙にて承る右両三月を過ぎて又後のへの事もなかりけり

慶安の比ほひ由井八花之書のせにしらるる者有けり
紀州の由井八郎とて久しく浪人なりし者有しか
正楠か流の術をも学ひ得たる故に八郎に清き八花
を伝へ書のせたりとそ聞へけり
此由井正雪の思案何卒天下の大変をおこし事の
起るを待て大望を遂け人にも術をもつて誠の上にも天下を治
むる事のためにして四海を泰平にまもらんと思ひ立て
内々の取計り候へ共速に其事をとけかたく兎角大事
をなせるために水火の二つより起し正雪か道をも考へ
給ひの術にあらん故人いかにもおもひ鉄砲大筒種々の

の妙術を修行ありける陣の内にも山兵法家妙法
修行の楽しみ来る紀州一平戸の座にて種々の秘伝を得
とりけるによつて大軍皆敵の術にて何卒火雷投手
地雷火の法をも修行ありし地雷火の伝授にて打出し火炎
地中より二三丈ほと飛上り鉄砲銅山なりともを微塵に打
砕くの法也火雷投手は桜の内へ入て金火縄の火移るとも忽
炎となりてもしまり其上にも其外一面の雨にも消もせぬ法に
高みにて臥龍孔明胡蘆谷にて司馬仲達を焼人とせし計る本朝にては楠
正成の伝来村上大杉一実地にて種々元和元年五月二日の夜
猛勢をもて神の君を討り奉らんと用ゐし所高人より承り

こゝに有し 何れも火と雷撃地雷火の法を得るとき猶有り
此法をもつて得る故に大を以て称しとやましからさる事に
吉田勘左衛門といふ者某と云の打道中にて見え火術
をなしける者に行合けり則法をもって坂の上にて桃洞有り白
坂部氏に傳ふるあとにて入魂仕りしく其にも右の師範老一
宮に親しく右傳秘密の火術書を写しけり此書を藉
き味方に用ひんとやうに思ひ大小類に見え實の者さ
何年も右書を拾ひ求ん事を儀して吉田白坂に於て有るる
相傳りて初め吉田傳を主として時方に於て論ずるを
に於て云ん事是を早く成に諸方にて募りて衰微の

名人有之を世に恐れ更に思ふに有る其上人なりと覚候らん
飛道具書家の分之にて時に而為余り之合其持参もしかし頃
今に伝ふ朝遠く記も多くにて早く仰り候に一人怪しき来る
男舎羽仕立に明合様の役者ともし不門人傳書を頼むと
併飛角傳書を見せよと人能く調べ行ける所に嫁嫌嫌ひ
若候者家様少く候事を見て更に代書家様に早
居らん候ほど一日に此行候者行此に傳書借りて許可
傳に有行へ一二千里見する四千里八里行行之彼者抱て推
様有の同列にも相遠飛も早居にて去くしも里行行に何
年候居遠く候て下され候ても傳書を怪み奴ると思ふ

ともえ未高家僕の傳七といひしが田なか人して道連に
なりて不に彼者初て此お花の清兵衛の傳七に如何なる人かし
は傳七ともよく侍る家の中へ入りて暫く休みける半天に
おこちお掛の接待を行きき人足の傳七にて出来り是より
傳七とんばまとかにて道にて物語り夫より此弟根清兵衛所と云
此宿に着けるに今晩は七ツ半に出立物語傳七へ語りけるを
夜七ツに出立して夜道にて傳七に向ひて申すに私義道
織けるに傳七か向かひての事ども取りて合点にいけの簡ありける
咄しけるに傳七猶と深く仕けれど彼者既に何かとして合点あそ条
も此村はなれとも往来なりといひて道近きよりつとやしろへ行きせけるとて

変りて此若者に見たる如く聖霊は私に遣織とも両雲に仕れなれ
絶計りの合点の文ども難義ありとその合点のかへり此事大
合点とも存けれ共此形中へとかく夫を道連ぬるの外とる小
彼者は道人道人の物とかに此道織ぬとも吾の有る物之
中に何者も在の掛組人の難つけ小右合点もと私に住所の様
等に此入ともよくいふ小傳七イヤして承るを此先くまて見此
彼者果をまて此前者の此身の上にとも似合ぬ人の弱きるるもと
何とものふと居て咄し有かへ行くお顔古来なるものも
後に是も掛に道付しとて傳七まで果してやとといふ道にて
をさ

第二十

扨千日を隠府に御り今使を討手早く八郎方へ注進せしかは
彼は元々待ち受け侍にて清秋日上は能く八郎之不殺しと宇津
の谷流にしたると鞍の衆と共に清家方探ものをと清待てとて
此度は不思議の手かと侍を見し清安事と海の方をも見て有し
赤くさし居たる見ゆる八郎へ知らせしと早打来りしう彼者に
出合と是は是へ来りけるとらうつき海をさを早く抜ける
といふと思ちも萩の中へ久入夜伴さに向ふにかくさて是に
清徳をと見に清介と相必し驚き物にかに一条に走行し
ら向ふより八郎之の飛騎来る馬十てうくを眼あかに何
人寄らし来ると見つけり声さけみと見へしうつそうする

西濃と逃行彼者共の血を始め若年(?)を何やら引程来りけりサア
事所能(?)引きり早清方の鞍の衆をとかり川き一里計り山中ア
行谷のみの清方の血を清ひ鞍の衆より新を衆を求めかと
原(?)去りて是の血に染りと川をに流し侍を是に向ひ血を
付ると清(?)しぬると流石の侍共清方の衣をよくさち
はくる扨是よりなるの早道清秋ひありと見きくる
三則吉田と里十里のうちを走そ十と程なる吉田に於けるを之
来る者の合せを清用合左馬子の清をみにより曲者召捕
とし東西南北の尾筋をいふにより山道をと三百十里
は早程なく追て這をみに居たる八郎の居筋守(?)の谷

駿府より三百十里の所伊東氏の家にて情味ありて吉田宿
ともに手代の事共御用に伊東氏の大切の情と語りて
定女共に呼し合せて伊東氏一門の趣を語り我が身の事を告げて付
顔をも背かんと途方に暮れて居たりしに伊東氏が申しつるに
驚きて其案内を頼みて扨伊東氏の家に行くと下女
を呼びて宿に返し見送りて心に思ひけるに程なく帰り来りし
に聞く是よりいかに暫くして立帰り右の次第を語りて跡にて告る
同じくなされば是を役人にて御殿へ申し上げて事済みければ
是も家来を聞くまでずして捨置しも難し又伊東氏を帰
其方に申しキヤハ迎ひ来りて夫にして親類へ今の方へ渡

御所に入りて其上にも迎へさせ給ひ抱へ置く程は是非に及ばず
念仏唱へて居たる所へ伊東氏帰りて其手紙二通を持参して
手紙を差出し右の次第を申上げるに伊東殿に申し付けて
彼方伊東氏を頼みし上今火事出来て仕舞ふ情なき次第
様よりも身請けし座の内より其手紙を出して仕方なき
伊東氏も涙を流し其方の事をも申す所にて中々見る内に果して
薩摩家より八人の浪人に出る其の趣を聞きて猶更八
両人ともに語りて又申すや右中にて差出して一両三ヶ月
中將様に仰せて宿中大勢集まりて手をかして人々親類に
居り申す伊東氏を留め置き申すに付き伊東氏帰り道

より伊達を侮りし旨 気の毒なる千日の内に吉田兵
草津を走りつき候ところ 草津の宿に押しかけ候よし
伊達に向ひて何者なるぞ 兵糧をもたせ人多く合戦候よし
是は浪人を招き 金千両渡し 剰へ今日十五日に色々
致す志の浪人共 存じ居り候 伊達が騒ぎをよそに 一揆
なんといふやうなし 然るに 伊や此分にてはなりがたく候
寺坂白状致し候に付 手下七八百人は召し捕り
候へども いかがいたしたるかも 召し捕りにて 其上又召し捕り
けるを申し 白状致し候 此の事なりがたく申し候 伊達居
まづ此分にて此道の合戦 一揆ありても文をかへ

気の毒なる上にて 斬首をもて物は此方へ
の役に立たせ 此節は右の合戦を致し 浪人共
諸藩人を集めて 人数は存寄次第 右の趣
注進いたし 翌日達しにて 何とかしても 私の浪人共
浦賀表の事にて 合戦にて浪人召捕り
古浪人共上下寄りて 一家中の者 吉田兵衛にて 大将
大雷様の御沙汰にて 彼是方人より伊達殿の家物語
候ところ 吉田助右衛門を始め 其気の毒を招き寄せ候よし
客中に召し置かれ 火附をかけ候へば 妙なる此者
気の毒にて 私入魂の人に厚く善と申候 東海寺

山林にて強盗仕り手下二三百人を随へ伊豆駿河の間に
住居仕り盗賊をなせしも無に強き者勇猛きを集め
此豪家に入て盗せしも実ハ別所小太郎が孫にて
上総国小湊に生れ誕生寺の所化となり
すぐれたる法力ありて法力も人にまさり見る人驚きしを
追善を遂る免許をもと仕へといふ　つけ聞しかば無山将て従
山をも人と成てかりしが武州扇善丸と名付る所に丸屋を主として
東偽をと郷多積來りしかともしせん縁に丸屋の手ハ、
しも荒生来に何出て坂もとりて坂下に立寺計りの小児
此来り皆何出てよしとも是とも中に手をと無へき様なく
是を見て扇善ハ情なくも此者の腹を車をとらへて引立
けるに殊人我を供し人の手にかゝるをまてしかる所に合けるに小児
の親とも見へ大に領し扇善を招き此足して千を頼ハ、無
けるに返事の者皆々来り抱る縁者とも力にかなしまに何我
たる所ありけれハ年の者共業之手にかゝ人とも見へしかとも
無る来るを我に来る川をも善にかゝりとせけるしかまし
けるところ手持の者共ありと縁りけるか一山寺鏡て打とも何ぞ
是を招き寄人とも者共自ら行もし、楽に何国にてもまた事か合ふ
是以来善鏡をうけて其身遠来千と書状を認
渡しける後に何年楽に無人と来て路来りとはいへとも

一両御出立之後に諸府国方津大臣方へ車積ミ
惣都宮之利合集ニ松田伊勢守七條の八郎兵衛人々
更ニ其ニ行合ニ八百両請之両人ハ百両つゝ懐中し松田ニ
加賀屋ニ宗八郎兵衛八郎兵衛ハ宗行ニて見るに途中出雲
跡をも中ハ旦那方ハ同者ニ受取之ニ候ニ松田何方ニと尋
ねるに出て之ニ出之候ニ松年加賀屋南京ニ御見届
百両ハの金子ハ御出立ニ付何事ニハ九四百両借りし浪井戸人
とハ出之松田ニ問ふしに小田原をさして戸塚ニ御泊
日ニ江戸出立とハ之ニ付七つ立ニ致し人ニハ之ニ松田を見送
添ニ若者道中二日ニ程かゝり戸塚ニ於て静ニ

立んとハ出して八郎兵衛何のめもの無心ニ候と是非古今ニ来
松田只角合金子の無心ニ見出しに八郎兵衛八合金子財布
家ニ懐中せん出て手振りに先へ行也てはさも八
郎兵衛ハ是より出し松田を加賀屋ニ宗行方
先へ行たる方ニ新町のあたりて大の男によりかゝり候
右て出て之重云つゝ寄りの大ハ入て桑のいかみぬすみ取る
節金子ある程の様を実八郎兵衛を川崎御代官に申候へ八
郎兵衛ハ是目之之通り金何ほど出し当村名ニ訴出
出し結し家ニ少年ニ十八ニ成りより御持合金ハ家ニ
借も其ニ従入候へ共に諸所より宿と付来り御之一人

め付たとまん中より早く渡せし其き時を已まる五嶽影に打棹
き具んと接ぶり上るを八郎尤もかゝり飛返き覚への刀抜
より早く桜の枝をむんと二つに切て落し身入て切落しける
彼者も名高ふ爪の絶望強者なりまてゝ危ふかりしと二
人こす接合上段に振秘術をつくし打合ひしき所けいちい
雷光石火のことく互人の形眼中にふ留切先より火煙
をおこし口より黒烟を吐出し追つまくつ戦ひしが元より
劣らぬ者なり揃き八郎尤中にも殊に今は両個なり総て
捨まべんと思ひ高坐や紀んとして彼者も劣力打合
はなかなかじ絶てくるしき具んと思ひ尤なりと太刀投捨

池島に参る紀知やと押合しかども何ゐるし勝負付ず
捨みしかば八郎尤を参寄あ彼法師の胴をもつて刎ねと打まを
然るに八郎尤の小もんを打たるき桜んを引き下して八郎尤
も楽らく参らさを桜んと共に坊ふ出国の果にて耳
をも桜に捨合しかば八郎尤が中にも力みて彼が顔をかくまて
思ふ小けの入る者をも天狗なるに変ふりと思ひ彼者を今と
力ふ小桜んに東海道に名人可け者はなく天狗ならんと
後ふ手あふれて彼かきふりかき合血まとまふ小もんて桜と余
双方劣らぬ大力ふ互ふ力を合せる合け田は然て
先ならぬ行しかは八郎尤余り手に其きにて中ふ小とふろ巣居ふ傷もとふけ

待もし来れハ、さらに一加勢の者の者ハ第二番に出し走跳来
りつゝ出て八兵衛と大人ゝしく極め合ひしか、ふたりなる流儀の
喰合ぬく血まみれとなりて罵り合、松田つくし見て今八兵衛
とおはせ者も力の衰へ多くして見られぬか、付者て一山者の白
妙ゝ相撲取の儀の二郎善なりけんと見及ひたる事を然
両人もしもに驚き争ひを止よ支へて二郎善なれハ小卜
中也しと彼者に召サれ二郎兵衛と咄しハ己か事をのみ語りし
ハ松田申しち去ハとよ情返すのよしにて白妙其弟子相撲取とし
其身を江戸年迎申升一山者門弟今まで名の力量を
見るに世に勝たる力士勝に有名の学歩ともろし申ける

くに儀備たとあまとゝいふ所に微かに伯者の方にハ北其外に出来
先生も情返すを学ひし、己か道人と成て楼(?)生といふもの知道
さりしか幸ひかしこて對面に及ひ身の白妙の詞鍋(?)
ふれと生者に迎り合せるを是たる侍(?)松に出よと申也し中に
て其へける二郎か言披見出して、所に預けて見るに其弟子の詞
かんかへ実に於て利に叶ふし、能く是をしきて能く見て今
也と此人と松田清しめ流しとに同者て、江戸の下
一山者に對面して肉弟子の身を入れ一山者か第一等人の中に
不自由の大力ある八兵衛と二郎善なりしとかや

第二十一

宮に下総国佐原の宿に佐原十郎左衛門といふ者あり楽を
佐原十郎義連か末葉にて代々豪家田地ハ千石余り
持る家内男女四五十人召遣ふ者なりしか十郎左衛門寸
に剱術を好み古流を学ひ猿者とて云ふ年のころ猶古に中に
厨と云ふ者の家に北に三日の間に居たり候ひて半夜の始ね
古い年の頃色若く見り山に北に定めて一君父の仇人を尋ねると
見附ぬりに御にかけて何事も十郎左衛門御とも申し
佐藤氏色まはりと上下の家来の中に来り候ふ家来となりて
る水田与四郎といふ者に付て何年前より見るに能く
昔は人を助くと見えしも様なる者の名もあり申すも候や仕

極まりある也合ひと云ふ者とて候者あり家兄弟衆ともいふよ
き者にて仕候して京都浪人水田与四郎といふ者一刀流の
剱術を極めて其上学問にも達し候者其外三日留まり
候ふ也り刺客に家来の者なる者田地百石の宛行
上り候得と頼みに候ふに家来もあり候ひても有りてさせ
所に上り候に先の家に居たりしか水田兄を見に来て色長
き年月を過して家来の中にて見るとも討ちし事
兄は去る年を経て幸ひ与四郎兄を去て何とも承知
旅の行に水田を家来に出しに因に兄を後に家来の妻と家来の
白人ありし事を書くにも候ひしか今よりこの一百両にて讀書し

連れ行にはしも栄耀にかゝり大つもりとこゝにて水田与四郎八
京都ニ於て兼ての気性よ合男振も宜敷見え其気にて
田舎育の者とは雲泥の相違にて人の知る寄合ゝ仍て与四郎も
娘の難義を大に見せる人に不知る之と見えしが大家のつまが
る女の黒髪迄に安きを此の身にて深くてありし乃定め
人目多く中に自ら立ての者何卒此家をも去て近人と定
手段もなく過ぐに一年後七月十四日に佐原宿鍵屋紙屋
方へ相移り兼て猶に見極め分けて出たる後に思
立の気にて何の人の知るとして連れ人とて兵庫伴へも
一家の名を乞ひ後々迄この国との風色某清兵衛へ人して右之

業にて前しと下女に買候て十四の人にて佐原宿に参りて
先に此條をて来り候に付き夫より〇〇半道参り候
第一人近々て頼みて此家にて皆様の付合と二割
こゝにて見極め候の様に其身を集りて可申と約束を
下女にて竈を〇〇見えしにか〇〇栗と
与四郎も引きて〇〇人と見えしにて〇〇も四分通り
娘と皆々〇合〇早く〇人〇気を遣早〇〇
此之先〇〇て来り付合〇さんと来て〇〇
さる〇川〇〇業を達中にて〇〇の〇道にて〇〇
兎にして〇〇さんと〇〇能〇〇〇角〇

肉にて背に鳴りあるなりて逃去る人も気ぢかき者田を見きと
連て先つ行に菓子を何なく逃さやと人水田わりなんと乗ら
此ら人とて菓子の事を求むりに引き新様子の挽ありて逃
人あるに彦三郎も後より来り付添まるんとすると声を上て追出
らるに何かの行先を見届とらんと追行に居ければあらず川
等も捕へよと大声にて呼出して水田金四郎に走て来りて見
出る彼若人の手を当るに手負に傷を見るに忍ぶ一刀不
彦三郎を切殺し其年菓子を使へ野鎚に鎚て行うに知
逃去りけり甘蔗新後にて取寄なる見付水田金四郎
か仕業とと取て彼多取て争捜し法圍に申して鎮る

と云ふて手を取わ出し其御所より来て鳴り訴へ訴へ役所より
急角に付き先取調へと往居る内郡まてあり又鳴り水
出てる格の仕合せ食骨髄にて門し寝食を忘れて計り
見つるに付彼格ありて常は行に至る会数にて井様出比
殊に三郎の田を一刀流の剣術達人つる[illegible]て龍付まと
又より先きに打ち剣術修行付人も見足三年
の早業をと彼日々に付さ手代七兵衛京都の中より出
行き先水田兵菓子と上る年造古京迄に行人と結
方の取追り又より関東と下り負にて仏壇作の思ひ立連
に如此後し会に常陸下総の国を廻り追て何かに出る水と[illegible]

手ふ者陸奥国の者のより梅に仕へ家来ともに従ひの者也と云ふ
諸国の梅に頼りて許しに乃る業風に依りて付ける梅に頼ミし母
代七ヶ條中にも一家来ともに家来の中にも切に来りて縁者ともに
侍ひし難く逗留しまゐらせ梅平殿ともに何ゆゑと後者不
にハ及ばずとも篤く深く縁者共に心をつくし深く思ひ侍ひて其の彼
者中にも付け候ともより後も家来親類共にも皆々別人
あつ代親来りしり我ら共へ出づるに水田殿平ら御術の先
生迎取り来りし者ともの武士人とも多く丈夫法因き
をよそ生きて来たり志を右に寄りかしくよりて頼り申より
親類の是非法度共に一同えて後事に来り共何とぞ

出ずり定めくらんと思ひ候ひとくるしくは誠なりとも候へ
らせと来宮様の兄へハ其の付候ひて息の使者に来りて
将殿平殿夫婦ともに送り来りて候にも来大将に申しハ招
様さんと存じ候て味し候ひ綱に水田並に兼ともに大事と
家り神と俵にて敵しまゐらせ一天ともに討つ道にも難く思ひ候者
ありし道にハ既にようて来りし者にも中々難く討ちハ者の義
又代よりより中々にも何年付候て倶に一天を戴かざるの仇
討なと来りてハ学びにハ偏に先生の法則なりと申し候
中にも是れに一心にもつくし候て南の法様の如くき候数之
武道の武藝と云ふ字に及び数々の用ゐて大候不数隣国

に住居を事とせん事生曲者謂に武術師範をなさば
老者迄て門弟を招多つまし華しきなし大勢之信じ
加勢助太刀として今井半之丞清水八蔵ともに又地
の利大切なる事を以て松田弥助を七とせ何流に生し事て
右の女を道さぬ様引手配りつ程と是より用意を致し
太田の市日に佐原十郎左衛門清水八蔵去人とを水茶屋
商人とは女中佐原十郎手代七之丞ハ明札に身をやつ
し今井半之丞ハ浪人体にて市中を何に松田弥七ハ
山々杣夢に姿をやつし招くを何れ両人方が若尾熊付は
あまた高道より抄名所山にうつり近江路へ八万一大

忽ち出よ追々来りあたる途傍として吉田初太郎の加藤
市太郎と云ふ浪人を以て一本何ら手ぬぐりあたきる招に表
裏より取結びを始めあまた下知に及ばるも肌に操
帷子あたと若し用意つて侗庵羊笠を冠り水田ろ居ける
浪宅のあたを借りて八蔵水茶屋あたを賣折々一覧茶
入て煙草の火をとかり下女下男に様子して家内の様
子のとくとうに伺ふ茶のあるに田舎女八居る体なる迄平女
房のあんへぬにより力んじんの女を道して八蔵がくしと
又々後に招きあるを何人と先茂を茶西川なと云ふ賣に走
るに元来日ん々思ふる々賣方便にふ抱在大ふ賣りるに

併の悦ひを待へ錦安くなりけるを小田掛売に身をやつし
したりし松田彦惣由小袖かて金子をあむ佐兵衛へ入
あつさる今井太郎が杉に来り見るに未だ母の見へぬ中を
今は是非なくえゝもと十郎左衛門を娘ゆゑを冠り頭宅
の傍に来て待ちを待間くる田の女房は隣家へ行しか
不在を幸ひ這入て暫しが未だ世をもみ及んで格子の簾の内
より窺ひ居しを振め居る八兵衛は様子を見定め松田来り居る
事とも知らずを何まてる妻の袖に松田今井が待ちて八兵衛
脇差へ来て悪そ仰を心得を中へ十郎左衛門来り仲ゑを何
かせると同じ八兵衛を佐兵衛へ生田の犬の縁側に

取て蔽に包まるる一刀を帯し立つ人の後の裏へ格を抜て
出へと云合東方に入佐原をは笑ひを肉に入りぬを母房来
居て佐原をえんはしる早に奥に逃入所を十郎左衛門
入見へつるうち櫛打に妻子の後井り切房せんは所と
呼ぶ声に男に逢ひ逃るまを八兵衛已にあとから橋を袴
とく振付るはものとし井に逢ひき田の仕合より出る東
を佐原見届けよし切付る水田身をとも中にて棲箱に
切付るに取手あるひ逃き妻に出る東をを今井松田留
無地をとこい指出鞘をえ去合しとなるかゝに味方を入て
尾りかゝげ身の陰にしてつまとして佐原談て此入上

陣に陣秘術を尽し切結ぶ処に十七才の兄の敵き
兄弟しましくもさ二つ三つに端述く十郎七之進は兄をぬくと来
遮く見るに彼に是ミて主代七之進は十郎能来りし方より
切結ぶ水田も来る者なりしかと取人を飛出十郎を
かつて是を勝手に夕ダし〆かく来たる門番をも皆に追ての
東右門源弥も此の間に所追の総家と聞も能来りて内
入と人を打まくを八九郎彼所へ来て思凡のほとぶち
まくり是とて気をつけ追々着下り重ねて其人僅に新
八郎之左もち我の鼻の辺を右にも力を振挙て兄府
是皆ミ羅らの是につ切もみに似の追て追たりて左中

水田が門番にたち中にて是をも何程の事なし人と一当て
飛入我をと八郎大ハ喝つ声に是と出ちて人に赤井は落て入
てまとまり肩先切倒して追てもかくをする花房猪十郎と
名を呼り飛出家来と諸藤井弾之進とかゝと倒れ伏兵文
右田や伊賀源五左衛門と云者是り来り息へ入るを討留め
十今井半之進は市之助と孫七兵衛入るところを八
郎ヤアヤツと叫びより右の方に丹鶴より太刀を立追手と余
に八郎者く右兵衛と云者ぬかく諸所に手負追手と付留
みな出て仕舞ふ人入る所に木田如半之佐京兄弟を
ましまに働きしが兄弟必死の切先に付しか難く逃たる

今ぞとうりと横なぐりにぬく一毫取らぬ八兵衛大事とコリや寺とゝ八兵衛か
鼻柱ちりにて打まくりに流石の両側まて取れ侍
薬缶らり切付ゝ難なくそこを打とめに又ぬやどやしし
手込の者とも見入りと八兵衛か留めにく大事にやぞ
まくり付鼻捻りにて八打まく刀抜て切て落し出る
を奪ひ立つりし薙立てつる死人の山築くを片手もと
追て立る小早一人と入ちまく表小升り数百人の手やしてまく渡り
のここ之梅作兵衛とは仕事もとし出て八兵衛を片脇に切落し
ぐしい仕手体大かかに命を小助ちと泣てめく八兵衛と追
をよ化きこりとなかり胸板くしく蹄痒事は服ねた血

を吐て死しけり松田八兵衛を目配して逃ちるを
引続て今井半之丞八ツ体筆静か打て積りにて見
ける余り八兵衛か渡く存数多の人を殺したる訪付
云ぞと中に分入ると免めけし諸て出れと云に八兵衛
我ハ不経一人と百人も同じ事之片端より切倒しし人を
云先乗表先尋を建て横さかなに出付る侍衆鬼人
取る誰も絶めし伏る掛る引と表表よりち大表表
とも数百人かて心得きかへ八兵衛立つとみて池ち出てありや
とるより人ありまて注目けしと追て出付釣に
兵し行ちを掛ひ妻まを追て立てそ迫に飛入りて死し偏

又稲荷嶽の辺にて経遠くつゝきと打破り追かけ来て
佐原出羽守も続て又ハ八尾張守かけ下り打出来る松田を
山鉾に逃入ルを山道を懸ける所に精兵その者を進と既に
狩人の鉄炮持て追来る是に又候へ共川を見てれ如に八
慈に伺経の子の三人と侍共ゟ大勢を見て打者也とて大
勢の中に一度にかゝり大ハ井手君息角にて傷付人も
なく笹川怪力に打出一人も追来ん是より山鉾に急ぎ
逃行所にて又追来る所に佐原を見て一同に引退き
行けるを肩に討掛りけるかなを見に来り行けるに急て逃へ
としきて吉田加番守十四人来りけるに実に松を出んとす

抜して山中にて兵書を出し行る今日の田中の城に入
其下女の男大郎丸十三人を府中へ遣して取の者も将服
討し其外や絶し山鳥のりにて大勢を討取しに討死
残る山よりこゝを見して佐原ハ一門十七人供に山鳥の為にて侍
将成兵ハ見付ると背くる者ハと命して侍共ハ傷負れる侍て
勝手兵粮の用意として其数粉多買込山鳥者
一の切とうちんとし一家一門十七人を仕切四十五人ハ東の守を
兼る様子とも山鳥を分て取さりしか其大勢に係
てあり

第二十二

扨今年の秋に至りて病ひ次第に重く冨士浅間の社
を補修し夫より久能山にうつりて十八丁斗に鎮座之首を
補陀落山と号し霊廟を作らしめ給ひて鎮座の事ども
申之旨を武田信玄の家臣山本勘助入道信玄に申
けるは日本の地理をきはめ候に依て各城の地とさだめたる
ところ山之様の中にも安倍郡山続きなる城地ならず便
なりと主将の用に立十分にあらずして日本国の軍勢を防ぐ
落城なく候ともや申しけるや古来より神君此事を世
の人久能山を御城とし粮米を蓄へ銀貨を納めて山城と
成事を今度主殿守の御遺言を建置かれしよし此地方

家の後御廟所につき往昔男体山にて夢想の後御殿
を営み奉葬しる千歳までも山に奉納勅請仏事を営み
東照宮と申奉る後の事は御遺言の如く金銀米穀を蓄へ置所に
候得は此山に一万両余の金銀を蓄へ先年の諸侯の城に
ある也二ヶ所の事あり城代を置き其事の成る
事なりと久能山に積置しに人に日本の騒乱の事あらは兵
粮米に十万石の何程と申して御備へ候て物の料とも成るべし
兵粮を用ひて候はゞ其外に千石ずつ足洗村
大石姓の者に江戸より指図有て年々江戸へ給米
其の者家に分て田地二千八百石余を二ヶ所に分ち

廿四年前金子四両を二十四年ゟ何屋某家内百八十金
し道具ニ無羽の大百姓ニなる半左衛門を入縁ニ遣る
初ハ半左衛門より浪人来り居けるか此度より家内
度々新規金子ニ預ケ置き家財を半左衛門方へ取り遣
金子の稼ぎ借用して出来難く二十年の内沙汰無く
ニ半左衛門家早く渡し候へと申せ共千母病身無事
ろて是非とも無ニ致し置かけ候ニ妊娠いたしける
家内の者共よりも以来の付届等をとも大金ニ
せんとて申し掛り當年支ふりとも家内をひ半左衛門方ニ限なく
ニ仰合ぬるを恨しく思ひや角を年々居る内状なし

表ニ出る事ニ御内儀佐藤様を預り置き半左衛門早速
呼寄せ一通り御吟味の上町内ニ預ケ置候ニ付
付ては役人等も親類の者ニも申す事ニ古くより知る人ニ
あまりて横町ニ来り付届の様子相済不申を佐藤の事
家を相渡る事ニ申す事を大切代替ニ縁組ニ通達之申遣
大金の儀ニ付而ニ役ニも寛大の事ニとも思ひ候子
扨又先年ニ金子の儀文を見せよとも聞けず則有り
従是以来ニ一通り算用の者へ申渡して少しも不埒無き様
もとの通りニ候ハ今年を相勤め借用ニ無姉ニ懐妊いたし
も中分ある事とも書類ニせけ候ハ元の如く却して是

甚遠きとなく釈迦如来も御弟子を諭し給ひ法味
に彼浪人に天竺陽斗哉一云の事訳なく云蔵ヨ薄入
宜流書あり委くは譲し其法付十分の勝利を得へく
是偏に此書の大意也と案内も不知事釈迦中を解け
なる事に出たる身上何ふ思ひ事もなくも男子一
人もなく女子斗り之何共思ひ此書を頼み強く貴
の男子を求め此度是書懐姙より生まれ男子を望む
達しぬれば男女の分ち難き事なしと云此書を安
きるべしと女の身を分ぞくべし此度も女子之と云事なり
中ちに某方かくも陰陽師に頼み何事も女子之

すなはち為に変生男子の事を以ての事業も身上の法と
云ふと書き男子の事を祈て有らは称に此書の成就疑
生男子の法を行ふ也此法に依て生まるゝ事疑不
是式を一人のみ妙なるもの也此法を常用之と云ふを
少しも疑ふ事なく実有此法を信じて是も少しも疑はば一心
専ら願ひ家内の何も信心してあるべき事の法を一節に
為し是を妻女の懐妊にして又前の通りに行へば不思
議成の内にて葉を与ふる事も授け是を懐妊の
内に悦ぶ事又此薬を付けて与ふべし必ず男子を生まん
事疑なく此法にて生まるゝ子は賢く此書の通り行ふべし

手代の娘なりし男子のみ生れし時々はれ家に見えてあり候
ハ大坂の銀貸に二百貫目を銀に成るやうに算用して物の毎朝の気
以てちそと出るは家へゆき帰りて帳面を繰り分ても二百貫目入
能山より見え浅村の方にて半左衛門に対面しけるに大坂の銀
移し替え書出しける所に二百貫目ハ一割五分の利に付きまして
利分を持参すれば相続の為となりやと言ふに半左衛門聞き入れ候
御舟にて相談の通りなりとて銀山の事も聞き合せ二百貫目
ハ二割五分の利が何程なりしの役人と承はりての借銀少しく二百貫目の事を
手代とくと存じまして相当なる儀にて其後の普請にも年々十貫目の蔵
万借も見え調へて其度の米売り渡しに今まで見えて気遣ひ

返弁にも及びたとえ自身の身の上ならぬ我事よりも立てと
し承りけるに法度を守りし半左衛門申しけるは様子も見合せ借用
あり払ひ方に二百貫目より見えし事にて此方より出し分けて五万貫目
の根元に移し此事は気遣ひ借用の上にては埒明けるまでよう
返事の日延べ申し二百貫目を以て是非とも積り候に半左衛門ハ早速
米をと申しけるハ何にも一二百貫目使ひ事も返り五十貫目づつ右
宛に役様にも取り寄せ置きて僅かの内に五万石の米をも買
取りて手形を以て十年来の事を見合せて利をも取りけるに正
高米の分を返し置きて銀子預け身分に付け遣はし半左衛門の方へ済
し候て半左衛門方より請け取り年々五万石宛二百貫目の方へ仕

送りけるに元来百首の内後の半を撰び給ふに一條ハ何れも定家の
名筆定家卿入道小倉山荘に被成し時百首を撰給ひし其紙
に及びしこそ古今の美つ粋をも備へり色紙を送りける給ひ
餘紙より一家身を立てしける者都に百首八十枚の全紙
ありて様々に人々を備め見たりしに手柄なく八日の[illegible]
事小倉山荘修に預りて後より色紙を求め得て[illegible]
侍りし紀伊大納言頼宣公の御秘蔵に備へ諸国の浪人又ハ
所々に隠れ居る知の浪人を捜し出し本宿に及び
八千貫の邸に住せ一国一揆の後に聞ゆる又定家の末
孫の縁を尋め則定家卿の家系を捜し記しける

浪人ハ相尋ねし所に右件の縁者ハ定家の直系の内に頼宣卿と云
文字を上げて百首の字の末の篇を一枚つつ撰み寄せ賢判
を撰へ進し上げし元来百首を頼宣卿を縁故の者に
猶もつ奉らん[illegible]清家の元[illegible]和歌安倍三
備前の者[illegible]小倉山荘[illegible]の御紀
伊公の侍家中関口某人の宅より紀伊公の[illegible]
条京を宮に写し来りて又撰定家真筆篇を一枚つつ様
[illegible]より彩色定家卿[illegible]第一篇目録
撰[illegible]紀伊公[illegible]に百首
[illegible]を迎へし[illegible]様つて奉りける

仕ニ日既に判の其標様事例あり其昔太閤秀吉公御治
世の時奥州會津を蒲生飛騨守氏郷
ありて(九十二万石)此ゆへ大将伊達政宗にかはれ會津を治させ
自分の領地に召人と為し二本松右京様に其の様
数一揆して蒲生領分二つ三ヶ所を攻めける
然るに其頃二本松右京亮と云ふ伊達家の家臣にて蒲生源五郎
の戸の一揆を木村伊勢守并息子を国と云し此の事ありて遠方に
此事秀吉公の御耳に入則隣国の大小名に加勢を任
伊達政宗の方へ二本松并に引返して是は伊達家の
臣たる大崎田村に兼て手紙を書来る事有りけるが
然るに政宗を假に謀をなして方へ謀を以政宗

の進めしと政宗自筆の密書出てける九ヶ所の書状
を證拠に蒲生方へ出せし得て氏郷早速此書
太閤え訴へけれバ政宗の方へ召後あり早速政宗を
召されけるに太閤御前へ大名并列座一通りありて
宿見と偽り申せ共かへって政宗かたくなに数文
政宗一門并家中の書状并に政宗に在る此
文政宗と覚えし筆の跡文様見えるを鶺鴒に一字
自筆の書の如く自分は偽書の如くして鶺鴒の
を掻へ合せ右と見る是を馬の先に立て証拠けり
政宗の鶺鴒様にて今に至るまで世に伝ふ政宗太閤の信

前ニ承り候ニ右之引続キ之大ニ名ゟ被仰出も存候
被仰候而不太閤之御為ニ付御改方ニ候様之事ニ而甚多
進メ之御方ニ而御届ヶ申上候不寄如何様御保存 御宗旨ニ
付而ハ御尋ニ付其段ニ存候之関白秀吉公御備ニ付ニ而も
進呈仕候之自筆之御書付ニ而有之候ニ付文之ニ御宗旨
末代迄ニも相見ニ申候而自筆ニ有之候ニ申上候ハゝ至
又ハ古キ御本末寺家ニ而も御改被仰付合候様ニ而も承り度候
ニ而候ニ付太閤様御朱印之文言ニ而御宗旨之御改ニ而も只今合候
後々迄ニも御取立ニ候而も無相違御保護御宗旨是迄之通
格別之御事ニ其自筆一通ニ而も相違無之 候様奉願候ニ付

豁鎔之同聖ニ依和之本尊ニ而も同聖寺 是ニ付依續
等之ニ候処乃ち依而之御宗ニ而存ニ申候之事御座候
且其之ち秀吉公ニ依而之付文之一棟御宗ニ
被為然之豁鎔之同聖様ニ而候之後白之ニ依而之為
然ニ候ニ付而之御宗一宗之者共之先規
候ニ付御保ニ付而已ニ自筆之通ニ而も御座候而も少しも
後世迄一通ニも不遠相ニ書面之御之豁鎔之同
聖寺古遠ニ而申被成候曲者共ニ早急ニ此段
御免少しも存ニ付相違ニ而ハ大候之相算中ニ
自余之者之為ニ不相成ニ申候者共一大事ニ御座候

用ゆるとつミさめの之是をもて治法まさる却さ天下の治
ゆるかりて且てて将の賢せまさき不とあり依て療面給
義ふ及ん不生保指をあ之ともに依り寿に劉しを見
時変に而るも頼の文字の一ツケ様るを陽日にて給
弟の前能保と申て保事之指に接する之様時大ふ之に正
香て子孫の為めにと非ま思ふを名をも末代に止めんと異ふ
斗之作り別に四の法名を奉仕し而已ゆて全く私宣出
浄道和尚さき纔保組の為をて思ふて事として無果
しても浄来も今法経の継篇の一ケケ冗をてさゆゐふ依
さ大契は不実を世ぬしゆるもまあり

第二十三

浄飯理観ふ国性命と申て和漢両三ヶ国を兼る
是全く虚偽と計りとる事知り未
於大明国織乱に依て日本は加勢をたのみ
時乱の頃りとふ事文禄年中太閤秀吉公日本の軍
勢二十八万余人渡海せしめ前後七ヶ年の間の戦ひ是
利是を朝鮮征伐とよふ之是明の万暦帝の治
世にあたる之時乱より引続ひて文禄元年より正
保三年まで凡五十五年の間戦ひ之を相ひえて韃靼国へ
大明を救はんと催して大軍を以て大明国を攻入る其

供に大明の麻竟王武を利金一大称と申者韃靼に一味
して謀叛を企て勢を催して大略を切従へ剰へ
四百餘州の内只福州泉州斗り国性爺か忠義の武
略に依て数年相保合戦に及ひし処粮米も力も不足右日
本国は加勢を乞に来る国性爺か父は老一官肥前
長崎に暫く住居致せしか此処の妹女に馴染て後に縋
生せし孫なるか加勢を頼に依て夜中津便遣
紀伊大納言頼宣公を総大将として二十余万余人を
催し渡海して本朝の紀州公是を幸ひに渡海大明
国を切とり四百余州の主となり人民百の中に金銀求ル

偖早速夫〻長崎迄着到ありて此由を聞召て天の助
なりとて悦ふ余南光坊天海僧正を以将軍家光
公へ申上らるゝ處に加勢の事御免し有ん国性爺か忠義
を御感ありて兵粮をも二拾万石差遣さるゝ事に御
評議相極の事三浦長門守重一万五千石旗本大将
軍家より御目附役尾州様には御旗本を御ふ
依頼理に気成儀年人ニ尾張大納言殿三万石之
時兵間宮氏三浦水戸殿中山備前守様
二御旗本の尾張殿三浦立ちより早速目付役の
者を以て御目付の日合何任

入佐る外なる三浦大介之後し一旦家を不覚とめて法体
ゑかしこくも亦彦惣を法者大いさゝめつる天下の法同様とも成て
清深見の家につゞきし後の形勢彦惣を勘当して格下候
さゝ且よ同社役員に付て直に法小人目付を取次の後
ト入て彦惣家来の持に及びし皆にも存て明日紀別家
の法名を善兵衛の能谷を定て吉事で法えて
彦惣イヤし是金を遣すまる所きてすものは牧野闇
去人の内より内密とりて名いろいろ去人より沙汰る
きゝる合点と思て抱き肩を露る兵彦惣が尤もと業まる
事まゝへる所を勝の家に帰て夜明サヒ翌日紀

君公の法役とて衆参て出内に及兵役目付去人之当役
めかるゝ為にも暫くして三ツし長門守衆参対面に及に知
彦惣茶編子の小袖紗綾の十徳を着ハシダと様の来りし
ご覧一刀を帯し髪は肩まで斗切りて両の目ぬくく成
てるに不揃秋茶羽織を小脇て対面の時ところ事なる途
是も統差とも一つ下の格ぶ之流石の長門も只者中く衣
もの民部し賜に我も法相も役一別以来いよく
ふくて同志度なる彦惣平伏してつ礼を述今日は
まふ也ふる何事の法用になりし外るや三 イヤ別の義に非
まこと拝出家を抱へのうへ沙汰に及ばず今となるは

にて左様と申觸候や以後当番衆より出入の儀堅く無用に
致す様被仰渡候右の当番少しも節世ぬ事由諸屋敷衆より
諸出入仕候者ハ
諸家中の諸士様ニ御傍て存出金子集る方より様々来ぬ
ことさらに御座候而はた三御座候て甚候能御家の御家臣の中世上
にと觸ハ何事ぞや二百石大の者無之世上の風俗すたれ候
ある者は何の為に致る事そと申觸出候ものや門弟子
人余も法を構りあるて何れも自由の事をなさん是に付
出入仕度者の屋敷を有て諸家中稽古の者ある家業者
に此事を頂き指南仕来る合様を取繕仕候ハ清家
中様も沙法余り法式ものとして何れ年以清盛光向様

是は沙法者此外指南致す流石の長刀術と一流の法言
ある気角当番衆ハ出入の者悉く無用なり能くまとて
軍学の為の御様なりと傳手法斗指南つ彼の
是ハ近頃は清大家の儀をも不申出只今茶しに居
仕候得とも又一流出一合能家臣家より取載ニ被軍学兵
法の指南仕る事を法を存る家にて居ふ中か了兵く
をめてよう兵ニ浦ヘや出入ニ心得をしてこれへ中ニ而る
しくも様子入る兵夫よりハ二百石者と申程をして帰宅
に及ぶ三浦出入りを止めたる事とも関口牧野を始として御免
百人ともに二百石の方へ稽古に参り兵中にも関口牟人牧野

云序にて正雪に志ありてあるへき人有り
其後丸橋忠弥と云人正雪か宅へ参会して頻に相との睦
従しけるに正雪か槍術何事に付ても一入あつき味方と
相談度よりしを聞くに忠弥が先祖之義を尋候
に長曽我部盛親之今しくてそ千騎雑多くそ千又
何者かならさりしかハつまの跡かしくて阿波ねた上方
家来山方ともの二一領具足と名付し者とも是
皆今は浪人して山野に居住して身を潜め百姓となる也
丸橋度これ正雪密かに少輔度次男かあはて付ける官

要計りつ孫とて是修と申孫也又其伊賀君父の傳言にて
保に天下を不戴と心得て猶二家の浪人をに依
今度我らを携て大望企てる事之浪人来なるて君
臣の旨いまた相生のつよき世にはありて志をまつる容に
誰ともよしを認めて長曽我部盛親少輔盛親か
次男幼名を大善と号す丸橋忠弥盛澄と
云則長曽我部譜代の家人吉井八郎を信らしける
に八郎家々しこに誰か彼一領具足ともし吉井に思
孫ともとて集ともに出ししけるに長曽我部余類
未四千余人にて併せのと二千人一味同心の誓をなす合

進ミ行ハ、つきあひ返答せり。十兵衛大夫ニ正雪申けるハ
奥村氏ハ兼て碁を好ミ給ふ由、勿論武術も稽古有之由承る
彼ハ申も入魂にて会合し、拙者ハ未熟の人ニ交りかゝる一
座りの付合ニ入魂申し呉候ハ別して貴殿ニ所望つかまつる
る様ニ計ひ給ふべしと、十兵衛ニ頼ミ置けれハ、得心有て是非
奥村氏好むる所ハ容易ならざるに、十兵衛正雪碁会を催
し奥村氏を同伴致され、十兵衛方へ来て申を出し
けれバ、太夫方にても兼て奥村氏ハ碁書画の名を知て
在同道致し来りけれバ、奥村氏ハ来り、十兵衛も
共ニ正雪方ヘ行き、一正雪儀は殊に悦び申して其

ハ住居ニ正雪・丸橋等も参り、互ニ挨拶して囲碁を催しけるに
奥村と正雪の二人は勝負を争ひけるが、医師も碁を囲ミ名
側に在りて是を見物し、十兵衛も見物して二目程も強き者なり
ける所、側にありける者ハ、医師にむかひ、彼医師の方の手を
取て見て居たりける。彼医師に手を工夫して居たりしに
丸橋是を見て、其方手補子の如く、寝ても錦中や網方へ
碁ハ彼者の十分を負けて渋りハ八分太刀勝負りに
船の来りて龍風も進ミ、手前近所迷惑なとつぶやき
者かくハ御免なりしと、奥村氏に切腹も彼医師誓し
見物人も是を見て、十兵衛にて一局又手数を

おくびをかき切ると組に彼者其者を切伏しけれハ大臣
頭をおしけまて奥村傳之丞刀追取て大いに驚き上り丸橋
をそりくし白眼何思敷くしにやあらん再三の勝負を推参
あり今つるを又縄を付ける吉井根を切るりさへしと大いに
憤り乃来て忠弥せられわらひこハ事ろしき奥村家来
勝を世しに此体已来ら合点ゆかしきは勇ハ縄をかける
何事でも此方ぬきの忠弥をさしたる縁ありも合点ゆかし
き山伏と疑ときんを脱ましかや家法をしはさ
むと思何も勝んをゆるん今の縄を解え傷めり極に驚して
是んとらわり既に預りまらんくとを一正雪好りへりる

何思ひしも縁の子ゆかしき正雪ハ縁近く迄進み来りと謝しに拝
乃来てを奥村傳兵衛も世に出て見えゆへに初宅へ取入ひは是ハ奥
村下人也とて彼か家に入縁をしき様なるを来て甚たよ
そ何て縁好申しけれて翌日柴田来り乃来てを一正雪申様ハ
朝より忠弥の縁は来日以の処に遣ハし此方なり人体之
来ことを見る丸橋家の様見を心なきん人をも半分之何の果共
つくりとかく何様嘆き兵を指つかしまり乃来て縁に乃来りハ
柴田見るき忠弥乃つ行申けるを此の縁ハ先の体乃一正雪
此の其に縁之筋る大事を思ひ之ても此事にも縁
手先も訂し一命を失ハんも大丈夫の士に此を乃来て正雪

又悪しく見習ひぬつて終に某衆に親みあり向後の事ども
息災にしありてつゐに思ひを致し何事も忠孝大に誤
悔しても以後息災にて御上は宜敷事なり係
様しも猶又正直にして此度忠孝の志村に平穏の儀
是偏に彼の不学の短智の浅り致す生の見聞し忠孝
あり係る親さんと思へども又其由にて義を弁しつる者
あるまじき彼相にあるまじき事の彼是又余にはなき八九天下
の内に在るところの者なり有るも武藤をも惜しむと思ひ止め
係る親の者へ又大切事情にしてありける忠孝の家
よりは又有り事を思ひ武備正直八九を能き今の親

味方の内係の害をも仕る人者ありて左橋忠孝あり係る無
ここまで人和は忠孝をも付きては何卒は来りし遣る守
も相には生きて八九調を流し候ふは大事の彼是には
将に於ける是然る条制遠く某果は縮に事あるもの宜
変るには何とても包みて是某聞く忠孝のあるは不可
居る内室夫婦の者の尽くを以て家の事調はるし難く
係る師の命ありとは親きには思ひ及ぶ某の首
をも百さま迄は然るに潤を流しても正直にせを守りて是皆
一家の不和不実と思ひ止りあり

010190529644